

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第拾號

中華民國二十七年二月一日出版
（一月二十日出版）

目次

講演	米國の四人自治制	司法省監獄局長 谷田三郎	(一)
統計	大正七年八月中入出監並月末在監人員表外三件		(三五)
寄書	監獄實務疑義	吞舟生	(三三)
	時局が監獄に及ぼしたる影響	典獄上田定次郎	(三六)
	監獄衛生雜感	金澤貧樂生	(四〇)
雜纂	予は看守諸君と語る	典獄有馬四郎助	(四五)
	金風颯々	一水生	(四七)
通信	浦和通信		(五一)
彙報	石炭貯藏上の注意其他	叙任 會報 公文	(五)

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第拾號

講演

米國の四人自治制

司法省監獄局長 谷田三郎

三 四人自治制の由來

北米紐約州——紐約州立監獄改良委員會——トーマス・モット、オスカー・イン氏——オ氏の監獄改良論——監獄探險の計畫——オ氏の入監——オーバン監獄の四人處遇規程——オ氏の監獄生活——オ氏の獲物——共和國の暗示——オーバン監獄に於ける共和國の成立——共和國の綱領——爾後の経過——オ氏の典獄就任——シンク、シンク監獄に於ける共和國の成立

總ての新しい制度文物は社會の氣運と之を代表する人物の交互作用に因て醸

成せられた改革運動の產物である。故に或社會で新に出來上つた制度の眞意義を了解するには其社會の舞臺面と改革運動の主腦となつて働いた役者の人物を承知して居なければならぬ。殊に本講演の題目たる四人自治制の成立には緒言の所で一言した通り面白い演劇的挿話が附隨して居て、此挿話が我々に少なからぬ興味と利益とを與へるのでありますから、私は先づ芝居の演ぜられた舞臺の有様と之を演じた俳優の人物とを紹介して夫から芝居の本筋に移らうと思ひます。夫に就て御斷りを致して置きますのは本章の由來談は舞臺や役者の紹介なり、仕組や所作事の説明で、長たらしい新聞記事を見たやうなものになつて學術的講演に相應しからぬといふ非難を招くであらうと察しますが、斯様な新聞記事の話の中に亞米利加の世態人情を看取することが出来るのであるのみならず自治制の創立者は特に創立の由來に重きを置き、由來を研究せずして此制度を模倣するやうなことがあらば、飛んでもない物が出來て仕舞ふと申して、己れの著書の中に事の顛末を最も精細に記して居ますから、私も創立者の意を酌んで可なり詳しく此由來談を演ずる積りであります。何卒左様御承知置きを願ひます。

四人自治制を創めたのは北米合衆國のニューヨーク州である。由來ニューヨーク州は文明の中心開化の先驅と稱せられて居る國柄であつて、物質的方面の事業は勿論、精神的方面の事業に於ても常に他州に先て革新の模範を示して居る。殊に監獄事業に就ては第一章に於て述べた通り、十九世紀の初、隣州のペンシルヴェニアと相駢んでオートバン式の沈黙制を創設し、獄制改革の率先者となつたのである。爾來引き續き官民共に斷えず獄務の刷新に熱心し、之が爲に或は研究の機關を設け、或は實行の設備を整へ、孜孜として監獄の改良に努め、犯罪防遏事業の發達に貢獻しつつあるのであります。此事情を詳細にお話するのは頗る興味あり且つ利益ある事と信じます。が、講話が側道に外れて冗長に流れる嫌がありますから、此事は他日の談に譲り、茲には唯だ監獄事業に關係ある各種の機關設備の中で重なるものの會名を掲げて諸君の御參考に供し度い、是れだけでもニューヨーク州に於ける監獄關係の施設が如何に盛んである乎を想像するに足るであらうと思ひます。

ニユーヨーク州感化救済會 New York state Conference of Charities and Correction

ニユーヨーク監察保護會 New York Probation and Protective Association

ニユーヨーク州立監察委員會 New York state Probation Commission

監獄改良聯合會 Joint Committee on Prison Reform

監獄及監獄作業國民協會 National Committee on Prisons and Prison Labor

右に列擧した會の中で、最初に指名したニユーヨーク州立監獄改良委員會はニユーヨーク州の政府が一九一三年(大正二年)七月に新設したもので、其目的とする所は各國が獄制を調査研究し獄政に於ける舊來の失敗を匡救するに足る新制度を立てんとするに在るのである。此會を設けると同時に、政府は其役員として前オーバン市長トーマス・モット・オスボーン氏 Thomas Mott Osborne を會長に、コロンビア大學法律教授ジョージ・ダブリュ・カークウエー氏 George W. Kirchwey を副會長に監獄及監獄作業國民協會委員長ドクター・イ・スタツグ・ウイチン氏 Doctor E. Stagg Whittin を幹事に任命した。四人自治制はオスボーン氏が此會の長として獄制調査の局に當つた結果生れ出た產物でありまして、オスボーン氏は即ち此新制度の

開祖であると同時に此新制度の成立に附隨して居る演劇の一枚役者であります。

オスボーン氏は紐育州オーバン市に生れ、ハーヴァート大學を卒業して後、實業

界に身を投じたのである。如何なる仕事に従事して居たか、夫れは私の所持して

居る材料では判明しませぬが、工業者として工場を經營し且新聞の持主にもなつたといふことである。年齢は大正三年の當時、五十四五歳で、性質は極めて清廉實

直な方である。事業に成功して一廉の財産が出来た所から、追々實業界から手を引いて公共事業に關係するやうになつた。一九〇三年から一九〇五年までオー

バン市の市長に在職し一九〇七年から一九〇九年まで公務委員の職を勤め、其前

後にも或は教育會の委員となり、或は漁業會山林會等の委員となり、種々の公務に

盡瘁して少なからぬ功績を現はした。氏は元來實業家で、所謂政治家の中間には

這入て居ないが政治上の立場は獨立民主派に屬して居て、盛んに夫のタマニ一派

の横暴と腐敗を攻撃し政治の方面でも多少名聲を博したといふことである。以上は重にもホワイット氏のシング、シング監獄記事から抄出したオ氏の略傳である

が、是に依て見れば、オ氏は高等の教育を受け、恒心あり、恒産あり恒立派な亞米利加風

の紳士であることが想像されるのである。尙同氏の著書に就て見るに、氏は本と専門的學者でないから、理論の解説、殊に哲學上法理上の所論には多く見るべきものはないやうであるが、さりとて相當に博く讀み、深く考へた痕が歴々として現はれて居る。取り分け文章は中々達者なもので常識に基く譬喩の中には感嘆に値するものが少くない。之を要するに氏は學識あり、名譽ある立派な人物で、亞米利加の社會に往々出現する無學な冒險家や突飛な賣名師の類でないことは誠に明かであります。

オ氏は一九一三年監獄改良委員會長に擧げられる前から、監獄事業に大なる趣味を有ち、多年此事に關する調査を遂げ、一家の定見を懷いて居た、其定見とは他ではない、囚人自治制である。氏の言ふ所に依れば此思想は夫の有名なるジョージ・ジュニオル、レバブリック(少年共和國)の創立者たるウイリヤム・ジョージ氏の説に採つたものであるが、氏は一九〇四年(明治三十七年)アルバニー市で開かれた監獄協會の年會で、監獄改良の眞基礎と題し、左に掲ぐる意見を發表して居る。

グラッドストーン氏曾て愛蘭土問題を論し、中に言へるあり。「人をして自由

に適應する資格を作らしむる所以のものは唯だ自由あるのみと。誠に民主主義の神髓を道破したる金言と謂ふべし。若し此言にして國民教育上眞理なりとせば、個人教育の上に於ても亦眞理ならざるべからず。而して現代監獄論の根底に伏在する謬想は實に此に存するなり。

現代の獄制に於ける囚人教養法は、囚人に作業を強要する事に因て、彼等を勤勉の民とならしめ。諸般の誘惑を除去する事に因て、彼等を有徳の人とならしめ。獨裁官憲の強制命令に服従せしむる事に因て、彼等に尊法の念を起さしめ。將來を觀測するの機會を與へざる事に因て、彼等に先見の明を養はしめ。各囚を打て一團と爲し群集一様の處遇を施す事に因て、個人自發の能力を獲せしめんとするに在り。一言以て之を蔽へば、囚人を現社會の實情と相隔絶せる境遇の下に置く事に因て、彼等を社會に復歸せしむる準備を整へんとするものなり。斯くの如くにして安そ能く其期待を全ふする事を得んや。然らば則ち眞正なる獄制の基礎は何れの處に之を求むべき乎。曰く人をしで自由に適應する資格を作らしむる所以のものは唯だ自由あるのみ。吾人

代監獄に於ける拘禁と刑罰とに換へて出來る限り廣濶なる範圍に於て個人は現自由の施設を採用することゝ要す。

右はオスボーン氏が一九〇四年に發表した意見の一節であるが、一九〇六年に

至り更に現代獄制の改造を論じ、改革案の綱領として左の三個條を提唱して居る。

第一條 法律は犯罪者に對し刑罰を科することなく、唯だ彼等が其行狀に依

り社會に復歸するも支障なきことを證明する迄彼等を一時社會より隔離

(テムロムソサイテイ)すべき旨を規定するを要す。

第二條 社會は何人にも犯罪人(クリミナル)なる名稱を附することなく、唯だ

犯罪行為を爲すに至らしめたる心理的狀態を改善せんことを要す。

第三條 監獄は各在監者に對し成るべく多大の個人的自由を與ふことを

要す何となれば人をして自由に適應する資格を作らしむる所以のものは

自由の外他に之れなきを以てなり。

以上述べた通りオスボーン氏は監獄改良委員會長に擧げらるるより十年前に監獄改良の意見を發表して居る。而して其意見は舊來の官僚主義を打破して自

治制を實施せんとするに在るのである。則ち氏の四人自治制の考案は決して一朝一夕に成つた俄細工ではなく、十數年來の主張に係る宿論であることが明かである。

斯くの如く氏は十數年來自治制の意見を抱懷し之れが眞理であると信じて居たのであるが、此理想は果して實際に上滞りなく施行し得らるるものであらう乎。之を實施するには如何なる順序方法を採るが宜い乎。即ち實際の施行に就ては氏が委員長になる時まで未だ確乎たる見込が付いて居なかつたのである。夫れ故に氏が委員長として具體的に監獄改良案を作るには、先づ以て此點を確かめる必要を感じたのである。しかのみならず氏は多年監獄の狀況を取調へ獄制に關する知識を有つて居るとはいふものの、此知識は監獄參觀や讀書傳聞などに因て間接に得た所のものに過ぎないのであるから、一朝選はれて監獄改良會の委員長と爲り、自身責任の地位に立つて見ると、間接に得た知識や材料では如何にも物足らぬ心地がする。縱令短時日でも自分で鼠色のジャケツトを着て鐵窓の下に座つて見ぬ以上は、眞に監獄の氣合を呑み込んで根本的に獄制の改革を企てる事は

出來ない感がする。是に於てオスボーン氏は一週日の間氏の所謂志願囚若しくは義勇囚(ヴォランタリーブリズナ)としてオーバン監獄に入監し純然たる懲役囚の處遇を受けて、囚人生活の眞味を嘗め直接に得來た實驗に基て最も適切な改良案を立てることに決したのである。尤も氏自身も僅か一週間の短時日で完全に獄内の眞情を探知し盡すことが出來るとは信じて居なかつた。併しながら假令一週間でも獄中生活を實驗するからには、現時の拘禁制が在監者に如何なる實感を與へるものである乎又囚人同士の上には如何なる情緒が漂ふて居る乎に就て多少に依らず確的な印象を得ることが出來るであらうといふのが氏の期待する所であつた。

オ氏は最初此計畫を囚人には勿論世間に知らさず秘密の裡に實行する積であつた。若し之を公表すれば新聞の噂が五月蠅いばかりか、囚人の方でも特別に警戒を加へる結果事の眞相を探知する上に於て種々の妨害を來す虞があると思はれたからである。仍て氏は先づ自分の計畫をオーバン監獄の典獄なるラツチガン氏に物語り秘密裡に此事を實行し度いといふ考を述べた。然る處ラツチガン

氏の言に、密行は面白くない。其譯は探偵に對する囚人の感覺は非常に鋭敏であるから、如何に假面を被つても直に感付くに相違ない、さうなれば却て彼等の疑惑を惹き起して十分に事實を探知することが出來なくなるのみならず、如何様な間違が生ぜぬとも限らぬから、寧ろ始から世間にも囚人にも貴君の計畫を公表して掛かつた方が目的を達する事に於て便宜であらうと云ふのであつた。オ氏は典獄の説を聽いて成程有理だと思ふたが、尙念の爲め豫てより知り合ひの囚人を訪ねて其者の意見を質して見た處が、其者も典獄と同様密行でやるよりは公行の方が宜敷からうと云ふ説であつたから、オ氏は終に監獄探險の企を公行することに、取極めて愈々其實行に着手することになつたのであります。

芝居の幕が切つて落された。オスボーン氏は一九一三年(大正二年)九月二十八日の日曜日にオーバン監獄の教誨堂で總囚に對し自分が志願囚として同監に入監する事の由を告げ知らして彼等を驚かした。而して翌二十九日月曜日の朝トム、ブラウンなる假名の下に入監手續を済まし、三三三三號の囚人番號を授かつて、北翼第二監第十五房に囚はれの身となつたのである。五十四、五歳にもなる、金

持の老紳士が自ら進んで牢獄の探險を試みる。といふ事は壯烈と謂はん乎、奇抜と謂はん乎、痛快と謂はん乎、矯激と謂はん乎、勇敢か將た好事か、兎に角前代未聞の珍劇として社會の耳目を聳動せしめたのは寔に無理からぬ次第であります。

オスボーン氏が入監の當時オールバン監獄に行はれて居た獄制は傳來のオールバン式で、即ち晝間、難居、夜間、獨居の沈黙制である。囚徒は朝六時半開監起床と共に汚水バケツを洗場に持参し、之を洗ひ淨めて乾場に懸け置き、自房に歸つて室内の掃除を済まし朝食を認める。朝飯が済むと廊下に出て看守の指揮の下に列を爲して所定の工場に入り、仕事に取掛る。午前中は作業に従來し、正午前食堂に入て晝飯を取る。午飯が済むと復仕事に掛る。罷役は午後四時で、就寢が午後九時である。是が囚徒の動作規程で、大體我國の夫れと異なる所はない。收監後のオ氏は約束通り、普通囚人と全然同一の待遇を受けた。衣食住を始め作業其他の役務に關する一切の監獄紀律は取除けなしに彼にも適用された。彼は籠作りの作業を課せられ、入監の當日より監工場へ出役することになつた。此工場は擔當看守の手心で、他の工場のやうに交談の禁制が嚴重でなかつた。即ち座席を離れず横見

をせず、擔當の耳に達せぬ程度の小聲でならば、話をする事が默認されて居た。其上オ氏の占めて居た座席の右手に在つた物置が丁度好い目隠になつて其處に來る囚人と話し合ふ便宜を得た。斯様な譯で氏は此工場に出役中同囚のジャックマーフィーと監獄改良策を講じて、共和團の暗示を與へられ、其他の囚人から色々獄内の秘事を聴取つたのである。オ氏は入監後日々監工場に出役した外臨時に塵芥車の後押などを仰せ付かつたが、出獄の前日に當る土曜日になつて看守の許可なく厠に立つたと云ふ犯則で懲罰を申渡され、十四時間屏禁室に投せられた。屏禁室は囚人間では、冷蔵庫(クローラー)又は牢屋(ジュール)と呼ばれ、傲されて居る場所、地獄の中の地獄である。有繋のオ氏も此冷蔵庫には好く好く閉口したものと見えて、其下獄記の中に口を極めて懲罰室の殘酷な事を説き立てて居る。

徹頭徹尾野蠻な獸的行爲の狼惡極まる暴虐に遇ふて、私は堪え難い悲痛の感に打たれた。是こそ眞に道德上、肉體上、心理上至大の凌辱だ。途方もない馬鹿な事だ。此室の物凄く聞さ。背後の屍室の毒々しい鐵壁。身も魂も滅入るやうな單調を持て來る發電機の音。汚穢。毒蟲。腐敗した空氣。食物は足らない。

水は呉れない。重ね重ねの苦患の數々。とても辛抱の仕切れぬ胸苦しい氣持になる。氣違になつて仕舞ふ心地がする。死んで仕舞ひ度い心地がする。是は下獄記の一節である。オ氏は斯様な苦を嘗めたが、兎に角豫定通り一週、日の期間を勤め上げて、十月五日の日曜日に再び娑婆の人となつたのである。

オスボーン氏は一週間の監獄探險に因て何物を獲來つたであらう乎。同氏の著書には監獄の土産話として様々の物語や感想が記されてあるが、其言ふ所を綜合すれば、同氏の獲物は結局次の三者に歸着するのである。即ち第一には舊來の獄制は殘忍刻薄で人道の旨趣に背戾するのみならず、人類の性情と心理に反した不合理の制度で、囚徒改善の目的に副はない事を實地に就て見届けたこと。第二に囚人は世間で想像するやうな兇暴敗徳の者ばかりではなく、大部分は人並の性格を具へ、義理人情を辨へて居る者であるから、之に對して信任を與へても聊か都合のない事を確認するに至つたこと。第三に囚人自治制は單なる理論上の空想ではなく、實際上滞りなく施行し得べきものであることを確かめ、之れが實地に付て具體的考案を得たことである。一言にして言へば、オ氏は實地の檢證に因て

己が持論の誤らざる事を確かめ、自治制の實行に着手するの端緒を得たと云ふ事になるのである。私はオスボーン氏の舊制度に對する意見の詳細は第五章に於て之を紹介する事とし、以下同氏が自治制の實施に就て在監中、同囚から共和團組織の暗示を與へられ終に之を實行するに至つた事の次第を御話致さうと思ふ。

獄中の苦は數々あるが、囚徒に取つて最も辛いのは日曜日。全日の分房獨居である。日曜日には午前九時半に教誨が始まつて十時半頃に夫が濟むと、囚人は何れも一日分の糧食を貰ふて自房に還る。夫からは翌月曜日の開監時まで孤影悄然として自房に煙ぶつて居なければならぬ。是が囚徒に取つては非常の苦痛である。何故日曜日には囚徒を食堂に出さぬかと云へば、食堂に出せば看守を附ねばならぬ、斯くては看守に休養を與へる事が出来なくなるからである。詰り看守を休養させる爲めに日曜日には教誨の外囚徒を自房から出さぬのであるが、若し土曜日又は月曜日が祭日に當つて、休暇が二日續くことにあると、囚徒は約六十時間獨房に蟄居せねばならぬ破目に陥るから囚徒は何よりも休日祭日を咀ふて、獄中生活の最大惡事(ゼ、ウオースト、シング、イン、ブリズン、ライフ)と呼んで居たの

である。オ氏は多くの囚人から此事を聞き取つて同感に堪えなかつた。夫れで或る日同囚のジャック、マーフィーと工場で談話した際に、日曜日の事に及んで同人の意見を質して見た。

「日曜全日の獨居は全く酷だから午後には若干の運動時間なり、娛樂時間と與へることは政府に於ても異存はなからうと思ふが、唯だ困るのは其實行方法だ。之れが爲めに看守を出勤させる譯にも往かないし、さりとて看守を附けずに囚人を勝手にさせて置く譯にも往かぬ。如何な方法を採つたら可からう乎。君の考を聽かして呉れ。」

此問を受けてマーフィーは答へた。

「僕は長年此監獄に居て、同囚の人物を飽迄承知して居るが、中には墮落し切つて、とても手の附けられぬ厄介者もある。けれども之は極く少數で、大多數の者は君の行方一つで、正直眞方に歩んで行くことの出来る連中だ。君、一度彼等に信任を與へて遣らせて見給へ。間違なく遣つて除けるに相違ない。僕は何處までも保證する。手近な實例は彼處の道普請

に出て居る手合だ。あの手合は彼是百三十人も居て、逃げやうと思へば何時でも逃げられるのに、皆な神妙にして居るではないか。」

問答は續いた

「すると君は日曜の午後君等一同を看守なしに構内の廣場に出しても間違は起らぬと言ふの乎。」
「決して間違は起らぬ。そうなれば誠に結構で、月曜日の逃走が少なくなるだらう。」

「真に間違のないものならば、構内の散歩もさせやう、雨の降る日には教誨堂で講話も聽かせたり、討論會を遣らせても宜敷いのだが、取締は一體どうするのだ。銘々の勝手に任かせて置いた日には行狀の悪い連中は喧嘩をするであらう逃走もするであらう。それでは取締が付かぬでないか。」

「仲間の内一人でも不都合を働けば、皆の者が責任を負はねばならぬと云ふことにして置けば皆の迷惑を構はずに不都合を働く奴はない筈だ。又

行狀の善惡を問はず、總ての者に特典を與へねばならぬ必要はないのだから、行狀善良の記章を有つて居る者に限つて特典を與へることにすれば宜敷い。行狀善良の記章とは何を指すかと云へば、夫は善行同盟の Conduct League の會員章である。僕の考では、囚徒の中で行狀を慎み善行を保つて行かふと云ふ志の有る者が善行同盟を組織する。

而して監獄は此同盟の會員になつた者に限つて特典を與へる。此様な仕組にすれば屹度成功する。現に僕は此籠工場で戒妄語同盟といふものを組織して會員互に用語を慎む規約を作り、犯した者には罰として燐寸を出させると云ふ取極をしたが、其成績は餘程良いのだ。善行同盟は之れを一層大きくしたものだ。君遣らせて見給へ。屹度成功する。

マーフィーの説を聞いて、オスボーン氏は自治制實行のヒントを與へられた。翌日更にマーフィーと風紀取締方の相談をした。同盟を作るにしても風紀取締の爲めに一定の世話掛を置かねばならぬ。是は如何にしたならば宜敷乎。マーフィーは世話掛を置けば、其者が監獄官吏の探偵になつて仕舞ふ危険を説いた。

オ氏はジョージ・ジュニョル、レバブリック(少年共和國)の例に倣ふて同盟員の自由投票で選舉することにしたならば、世話掛が探偵に變することはあるまいと云ふ考を述べた。斯くて互に意見を交換した末、兩人の間に話が纏つた。マーフィーは監内に在て同盟を組織し、其會員に對しては日曜日の午後出房許可の特典を、典獄に申請する。オ氏は監外に在て政府筋と典獄の方面で斡旋の勞を執ると共に、時々監獄に來て、マーフィーの仕事に加勢する。斯くの如く内外相應呼して、囚人同盟を作り上げ、獄制改革の目的を遂げる計畫を定めて、オ氏は、マーフィーと分か

れたのである。

オ氏の出獄後、右の計畫は豫定通り進行した。一ヶ月程の内に政府と典獄は同盟組織の事を許可した。十二月二十五日には總囚が教誨の後で會の創立委員を選舉する事を議決し、翌二十六日各工場で自由選舉に依て合計四十九名の創立委員を同囚の中から選舉し、越へて二日の二十八日には其委員等が教誨堂に集て創立委員會を開いた。此創立委員會で先づ元の同囚トーマス・ブラウン即ちオスボーン氏を會長に選舉し、續て第一同盟會員となる資格、第二同盟會の爲すべき仕事

第三同盟會の機關に就て評議を遂げた結果如何なる四人にても會に對して忠實を誓ふ者は總て會員となり得る事、會は官憲に對し特典を要求する事、同盟會の機關を如何に組織すべき乎は十二名の特別委員に附託して審査立案せしむる事を議決した。特別委員に選ばれた十二名の者は會則の草案を作つて機關の組織を定め創立委員に復命して其同意を得たから、一九一四年一月十一日總囚集會を開き右會則の草案を一同に示して賛否の意見を聽いた處が、全會一致で之を所決した。此會則で定まつた會名、會の目的、會員の心得、會員の記章は左の通りである。尙此外に會の機關の組織及權限をも會則で定めたのであるが、其説明は次章に譲ります。

本同盟は共和團(Mutual Welfare League 直譯相互安寧同盟)と稱す。

本團は各方面に於て在監者の眞正なる利益を増進し、安寧を助長するを目的とす。(to promote in every way the true interests and welfare of the men confined in Prison) 團員は善を行ひ善を成す。(do good-make good) の言を體認し、之を實現せんことを期すべし。

團員の記章には眞理と希望の徵象たる白色と綠色を用ふ。

茲に同盟の憲法が出来上つたから之に基て一月十五日に代議員 delegates 四十九名を選舉した。代議員會 Board of delegates は同月十八日に集會を開いて理事會 executive board 委員を選舉し、理事會は主事 Sergeant at arms を指名した。二月に入つてから、四日には第一回の査問委員會 grievance committee を開いて、懲罰事犯の裁判を始め、大統領リンコルンの誕生日に當る十二日には第一回の同盟總會を開いて盛なる音樂會を催した。爾後四人中に新制度に對する不平を唱へる者があつて同盟の存廢に就て總會を開いた事もあつたが、結局大多數の意見に依て同盟を維持して往くことに決し、愈々共和團の機關を整頓して活動の範圍を擴張した。共和團員の與へられた特典は最初の中は日曜日の午後一時、時間程の娛樂を許されたに過ぎなかつた。而して其娛樂は教誨堂で演ずる音樂講談などに限られて居たが、一方に於て共和團の機關が追々整ふて來るのと、他の一方に於て囚人に自由を與へた結果が誠に良好で、不紀律な失態を惹起さないことを事實の上で證明した處から、特典の範圍が漸次廣くなつて、獨り室内娛樂のみならず構外の運動、夜間の

會合をも許されることとなり終には毎日一時間宛構内に運動を爲す事の許可を得るやうになつた。四人の戒護も初の程は従前の通り看守の手を藉りて居たが漸次之を廢し自治團の手で取締を實行することになつた。又犯則に對する懲罰も共和國成立の當時は極めて微々たる犯則に限つて査問委員の處分を許し稍や大きな事件は總て官吏の處分に待つといふ事であつたが後には重大な事件を除く外普通の事犯は原則として自治團の處置に一任することになつた。則ち當初日曜日の午後には於ける慰安を得んが爲めの計畫は漸次に發展し自治制の新組織を現出するに至つたのである。

以上はオーバン監獄に於ける自治制成立の由來を述べたものであるが革命的運動は忽ち他に傳播するのが常である。紐育州のシング・シング監獄 Sing Sing Prison の囚徒はオーバン監獄での快舉を聞いてオスボーン氏を同監獄の典獄に招聘した。オ氏は自分で典獄にならうなどは夢にも考へて居なかつたが監獄事業の爲を思ひ種々勘考した末オーバン監獄の四人の意見を聽いて去就を定めることに決心し平素最も信頼する二十五名の四人を集めてシング・シング監獄の典獄を

承諾すべきや否やを諮つて見た處が可とする者十八名否とする者七名で承諾説が多數であつたから之に従つて就職を承諾した結果オ氏はシング・シング監獄典獄に任命せられ一九一四年大正三年十二月一日同監獄に赴任することになつた。オスボーン氏はシング・シング監獄に赴任した當夜金則團——金則團 Golden Rule Brotherhood とはシング・シング監獄の四人の團體で之に屬する者は一定の特典を與へられることになつて居た。其關係は恰度オーバンの共和國に類したものである——此團體の理事と會見して意見を交換した。赴任後第一の日曜日たる十二月六日には總囚を教誨堂に集め一人の戒護看守をも附せない席上で四人の希望を聴き十二個條の改革を即座に認許した。引き續きオーバン監獄の例に倣ふて金則團の組織を變更し名稱を共和國と改めさせ全責任を囚徒に負はせることにして或る點に於てはオーバンよりも一歩進んだ自治制を施行することにした。此等の顛末を詳細に述べると自治制の由來談が餘りに長くなりますからシング・シング監獄の事は此邊で打切りにして次の章に移り共和國の組織權限を御話することに致します。

時本賀分岡崎池知山松島江口島山戸山眞版都田形

[illegible]

青盛宮福新金岐膳安名靜甲長字水千前浦橫渠豐東
森岡城島鴻澤阜所津屋岡府野宮戶業橋和濟鴨陳京

[illegible]

[illegible]

刑	役	懲	無	刑期	男	女	計	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
十五年以上	十五年未滿	十五年以下	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下			
五五一	一、〇八一	一、五四四	九、一五七	七、六三二	六、七〇五	九、六五三	九、三七二	四、三八四	五七八	一、一〇〇	九〇一
二七	三八	五一	二六九	二七九	三三四	四〇二	三六六	二〇一	五七八	一、一〇〇	九〇一
五七八	一、一一九	一、五九五	九、四二六	七、九一一	七、〇三九	一、〇〇五	九、七三八	四、五八五	五七八	一、一〇〇	九〇一
五七八	一、一〇〇	一、五七九	九、四二〇	七、八八二	七、〇七二	一、〇一一	九、八八二	四、九〇九	五七八	一、一〇〇	九〇一
五一五	九〇一	一、三三九	九、三七一	七、二九三	六、六九一	九、七三九	八、五七一	四、二九一	五一五	一、三三九	九三七一
〇	一九	一六	六	二九	三三	六〇	一四四	三二四	五一五	一、三三九	九三七一
六三	二一八	二五六	五五	六一八	三四八	三一六	一、六七	二九四	六三	二一八	二一八

大正七年八月末日現在在監受刑者罪名表

(△)減

刑	罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
竊盜	竊盜	二七、五四四	九三四	二八、四七八	二八、五六〇	二六、三八九	八二	二、〇八九
強盜	強盜	二、三八九	一八	二、四〇七	二、四一六	二、五〇三	九	九六
賭博及七富藏	賭博及七富藏	三、二二二	九六	三、三一八	三、七六三	三、〇五五	四四五	二六六
詐欺及七急喝	詐欺及七急喝	五、九四九	一六	六、〇六五	六、一一〇	五、九二九	四五	一三三
橫領	橫領	二、六四九	三九	二、六八八	二、七三一	二、五一七	四三	一七一
偽造及七隱匿	偽造及七隱匿	九五七	三九	九九六	一、〇〇七	七五五	一一	二四一
發賣及七隱匿	發賣及七隱匿	三八	三八	七六	三九	四七	一一	九
通貨偽造	通貨偽造	一八一	三	一八四	一八八	二〇四	四	二〇
文書、有價證券偽造	文書、有價證券偽造	一二七二	二三	一二九五	一、三三〇	一、一七五	三五	二〇
印章偽造	印章偽造	三四	三	三九	三四	二六	〇	八
偽證及七誣告	偽證及七誣告	九七	二	九九	一〇	一三四	一一	三五
重婚	重婚	六六	二	六八	六二	七三	四	七
傷人	傷人	四二八	二	四三〇	四三七	三六二	三	七八
殺人	殺人	一、六九九	二九	一、七二八	一、七七六	一、六五一	四八	七七
嬰兒殺	嬰兒殺	二、二八五	一八三	二、四六八	二、四六六	二、三四三	二	二五
逮捕及七監禁	逮捕及七監禁	三五	一五七	一九二	一九〇	一六二	二	三〇
總計	總計	四五一	九三	一三八	一四二	八九	四	四九

法	則	規	諸	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
公務執行妨害	公務執行妨害	五八	四九	五八	六二	六八	四	一〇
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四九	三八	四九	四七	三六	二	一七
放火	放火	一、一七三	二六二	一、四三五	一、四三四	一、三九五	一	四〇
住居ヲ侵ス	住居ヲ侵ス	二〇六	三	二〇九	二〇五	二一四	四	五
略取及七誘拐	略取及七誘拐	九二	二〇	一一二	一〇九	八五	三	二七
其他	其他	二三八	二五	二六三	二六二	二四七	一	一六
陸海軍刑法	陸海軍刑法	五〇、七五五	二、〇五五	五二、八〇	五三、五二三	四九、四九五	七二三	三、三一五
森林法	森林法	四一	一	四一	二六	四七	二五	六
徵兵令	徵兵令	一三七	一	一三八	一六二	一四六	一六	一八
郵便電信法	郵便電信法	一五	一	一五	一九	二六	四	一一
其他	其他	四〇	一	四一	三七	二五	一六	一五
警察犯處罰令	警察犯處罰令	二一九	一	二二〇	二五三	二九二	三三	七二
府縣令及七	府縣令及七	四六七	三五	五〇二	一三七	一五三	三六五	三四九
警察令	警察令	一七	三	二〇	二四	一二	四	八
總計	總計	五一、六九一	二、〇九五	五三、七八六	五四、一八一	五〇、一九六	三九五	三、五九〇

寄書

○監獄實務疑義(其二)

吞舟生

遷生、獄務に従事すること茲に數閱年、其間執務に際し疑義に逢着して解決したる事案尠しとせず、今其一端を提示して先輩諸賢の御示教を仰がんと欲す。

第一 行刑の主義目的如何

獄務に従事するの始めに當りて第一に疑惑を生じたるは行刑の目的如何、自由刑の如何なる主義を以て其目的を遂行す可きやに在りたり。或者は教ふるに感化主義に重を置く可きを以てし、即ち嚴正なる規律を以て囚人を抑壓するは却つて自暴自棄に陥らしむるの疑あるを以て宜敷寛大なる處遇を爲す可しと説き。或者は教ふるに懲戒主義に重きを置く可きを以てし、即ち囚人は非社會性の

ものなれば宜敷之を膺懲して命令に對し絶對服從の慣習を養成せしめ國權の尊嚴なる所以を知らしむ可しと説き。兩者何れも出獄後社會の良民に復歸せしめ、犯罪を再びせしめざることを目的とする點に於ては同一なり。遷生其何れに適從す可きかに惑へり。

現行監獄法及同施行規則を披見するも何等之に關する明文なし。只明治五年十一月二十九日太政官達第三百七十八號監獄則緒言に、獄政の大方針を掲げ、即ち

獄トハ何ゾ、罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ、

獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者ニ非ズ。人ヲ懲戒スル所以ニシテ、人ヲ痛苦スル者ニ非ズ。

刑ヲ用ルハ已ヲ得ザルニ出ヅ、國ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ、獄司欽テ此意ヲ體シ、罪囚ヲ遇ス可シ。

とあり、此達は當時獄政の大方針を示したるものにして、現行法に於ても其旨趣に於て之を繼承したるものと認む可く、且又法條の全般を通覽し、之を綜合考覈するに、懲戒感化其何れにも偏重せず、其中庸を採り寬嚴宜しきを得るの主義を採りたるものにして、一般遇囚の方針としては懲戒主義と共に感化主義を併用せるものなることを窺知するを得。即ち一面に於ては嚴格なる規律の下に、國權の懼る可く國法の重んず可き所以を知らしむると同時に、他の一面に於ては宗教道德の教育を授け、以て徳性の涵養を計ると同時に、各囚に適當なる作業を課し彼等をして規律的生活と勤勉力行の風に馴致せしめ、以て出獄後社會の良民の伍に入らしめ、犯罪を再びせしめざることを目的とするものなりと解す可きなり。

翻つて吾監獄法の母法とも見る可き普國內務省所管監獄則第三條を披見するに

自由刑執行ノ目的ハ受刑者ヲ威服シテ法ノ下ニ

屈從シ法ヲ尊重スルノ念ヲ起サシメ、彼等ヲ強制シテ道德上改善ノ實ヲ舉ゲシメ、彼等ヲ教育シテ出獄後國法ニ遵ヒ正業ヲ勉ムル良民トナラシムルニ在リ。

と明定せり。斯かる大主義大方針は獄務に従事する者の疑惑を避くるが爲め吾監獄法に於ても之を明定するの必要あるに在らざる乎。

第二

日曜日の午後就役せしめざる時間を課程の可否を定むるに當り作業時間に算入す可きものなりや

作業課程の可否定め方に關しては、監獄法第六十八條に

仕上高ハ毎月末日ニ其月分ヲ積算シ、一日ノ平均高ト、一日ノ課程トヲ對照シ、作業課程ノ了否ヲ定ム可シ、

第六十一條第二項ノ作業ニ付テハ一月毎ニ其就業時間ヲ積算シ前項ノ例ニ依リ、作業課程ノ了否ヲ定ム可シ

と規定せり

尙同法條の補充とも見る可き明治四十二年十二月監甲第一五二二號監獄局長通牒には

監獄法施行規則第六十八條作業課程ノ了否ハ、

其月ノ曆日數ヨリ左ニ掲グル不就業日數ヲ控除

シタルモノヲ以テ其仕上又ハ就業時間積算高ヲ割リ一日ノ平均高ヲ算出シ、之ト一日ノ課程又ハ時間ニ對比シ定ムルコトニ決定ス

一、監獄法第二十五條ニ依リ就業ヲ免シタル日數

二、監獄法施行規則第二十一條ニ依リ就業セシメザル日數

三、裁判所へ出廷又ハ他監へ護送ノ爲メ就業セシメザル日數

この旨の通牒あり

更に明治四十三年二月監甲第一一九號監獄局長通牒を以て

作業課程了否ノ定メ方ニ付客年十二月監甲第一

五二二號ヲ以テ通牒ニ及ビ置キタルモ入監ノ月ニ限リテハ入監日以後ノ日數ヲ以テ其月ノ曆日數トシ取扱フ可キ旨

の通牒あり

尙明治四十二年十二月監甲第一五二三號經理課長通牒を以て

作業課程ノ了否定方ニ付、今般監甲第一五二二號ヲ以テ監獄局長ヨリ通牒アリタルニ依リ明治四十一年十一月監丙第二二三號回答ハ第一項中但書ヲ除ク外ハ自然消滅シタル義ト了知アリタキ旨

の通牒あり

右通牒に依リ現に效力を認められ居る明治四十二年十一月監丙第一二三號但書とは

但シ毎日一定ノ時間一定ノ在監者ニ教育教誨ヲ施シ運動ヲ爲サシムル場合ハ、其就業時間ニ對スル相當ノ課程ヲ定ムルコトヲ得可シ

とあるを指稱す、即ち未成年者に毎日一定の時

間教誨教育を施す場合に相當の課程を定め得るが如き其適例なり。

然るに明治四十四年三月監三發第四五號を以て和歌山監獄典獄より次の問合即

當監受刑者ハ從來日曜日ニ限リ午前午後作業ニ

就キ午後半日ハ作業ニ就カシメズ専ラ教誨教育ヲ施セリ、右教誨教育施行ノ爲メ就業セシメザ

ル午後半日ノ時間ハ規定ノ作業時間ヨリ之ヲ控

除シテ作業日課表ヲ整理シ從ツテ就業シタル一

ヶ月ノ曆日數ヨリ其休業總時間ヲ控除シ以テ科

程了否ヲ定ムルモ差支ナキヤ、其休業時間ヲ規

定ノ作業時間ニ通算スルトキハ結局課程了了ト

ナル者少ナカラザルノミナラズ名實相伴ハザル

感之アリ監獄法施行規則第五十八條第四項ノ旨

趣ヨリ按スルモ休業時間ヲ通算セザル方至當ト

思考スル旨

の問合せに對し明治四十四年三月監丙第二三九號經理課長回答に依れば

明治四十二年十二月監甲第一五二二號監獄局長通牒ニ依リ取扱ハル可ク、日曜日ノ不就役日數ハ之を控除ス可キモノニ非ザル旨

の回答あり

右回答の趣旨とする所は日曜日の午後就役せしめざるは何等法規に認めたるものなし、之を休役せしむるは教誨教育の爲めに必要なりとして之を認めたるものならん、さすれば監獄法施行規則第五十八條第四項に依リ休業時間に通算す可きものなりとの見解に依る可し

叙上の如く現行法規の解釋上日曜日の不就役時間には作業時間より控除計算す可からざるものなることは殆乎として何等疑念を狭むの餘地なきに拘はらず實際の取扱上各監區々に亘り或は半日として計算せるあり、或は何割として計算せるなり、是れ全く當事者に於て事實に反する過重の作業を強ゆるものなりとの見解より通牒違反の取扱を爲せるものなる可し、思ふに大正二年典獄會議の際

に於ける注意事項第七に、日曜日に在監人を終日休役せしむる所に在りては自今半日は就業せしむべきこととの注意あり、日曜日の半日不就役は公認一定せられたるものなれば名實相伴ふ様明治四十二年十二月監甲第一五二二號を追加して之を控除す可きことを明にするか、若くは明治四十一年十一月監丙第一三二三號但書に準し相當科程を定め得ることとするか其何れかに改正する方穩當に在らざる乎。

○時局が監獄に及ぼしたる影響

典獄 上田定次郎

既往五箇年に亘る歐洲戰亂は愈々擴大して遂に世界の大動亂となり、今や全世界舉て此戰禍中に投することとなり、今日に於て尙此戰亂の終熄を豫測し能はざるは衆口の一致する處にして全世界殊に人類の爲めに極めて不祥事と謂はざるべからず。惟ふに今日以後戰局の進展及び戰爭の終局如

何に依ては全世界圖の上に一大變革を見るに至るは蓋し免るべからざる事實にして最近に至りては我帝國も自衛及東洋の平和の爲めに出兵を敢てし聯合軍に勢援を副ふるに至りたるは是亦已むを得ざる、所謂騎虎の勢にして到底中廢すべからざる事實なりとす故に此際舉國一致官民共同して百倍の勇氣を鼓舞し以て他日大戰捷の光輝を發揮せしめざるべからざることは上下國民の均しく翹望する處にして何人も異議なき所なるべし。

今や以上の全國民舉て共同一致して以て其意氣を新にし一層精神を緊張して戰時氣分に充溢せざるべからざる秋に當りて不幸にも今回一大不祥事、即ち米に關する大騷擾事件各地に演出せられたるは眞に國家の爲めに憂ふべき事變にして事、苟も天聽に達し宸襟を惱まし奉りたりと云ふに至りては洵に恐懼に堪へざる處なり、乍併至幸にして今や漸く鎮靜を見るに至りたるは予輩の物に喜ぶ處なりとす。

却說前述の如く既往五ヶ年に垂んとする世界動亂より延ひて精神上、物質上に種々の教訓と變革を齎したることは素より言を要せざれども他事は差擱き今茲に我監獄界に及ぼしたる著大なる出來事即ち影響を左に列舉して同人社會の箴戒と爲さんと欲す。

第一、今茲の大戰亂より受けたる社會的唯一の影響は勿論、云ふ迄もなく交戰國及び其の他の各國に對する我が國より物資の輸出超過は莫大にして戰前に於ける輸入超過に逆比例を爲し其の額年々十數億圓に上る結果として國內の通貨額に著しく増加し、延ひては諸物價の暴騰を招來し中産階級以下に於ける生活の安定を缺き人心を動搖せしむるに至りたるは各地共通の事實なると同時に或る一部の戰爭關係者の間には未曾有の活景氣に伴ひ世に所謂成金者でう、暴富者續出し以て此輩情者が不謹慎、不節制にも驕奢荒淫を演ずる者漸く多きを加ふるに至りたる

と、他面に於ては今回工業の活氣好況は更に人心を振蕩して拜金思想を煽動且狂盛ならしめ以て一般會社に對しては從來の美風も良俗も爲めに破壊せらるゝに至りたる結果我監獄界にも非常の惡影響を受けることゝなれり。

第二、今次の大動亂より受けたる監獄界の影響は數多ありと雖も(一)監獄職員即ち看守以下の吏員に於て轉免交迭の頻繁より延ひて其補缺充員に困難多きこと、(二)吏員の缺員補充に急なる爲めには其質素養及び人格に於て著しく低下せる現況あること、(三)物質崇拜熱の餘波として官吏としての士道著しく萎靡せること、(四)士道萎靡の結果は節操、廉潔、犧牲等の觀念消耗し薄志弱行より延ひては演職汚行を敢てする者、漸く多きを加ふるに至りたること、(五)殊に今回の米に關する騷擾事件に就ては著しく國民思想の變動を憂ふると同時に不祥なる空氣の監獄界にも浸潤するの傾向なき乎？(六)如上物

價の騰貴に伴ひ生活上の壓迫より脱せんが爲め其職を轉する者の補充と教練に就ては殆んど全力を盡つし、ありと雖も其十分の一をも充たす能はざるは全國過半の監獄に於て頗る苦心する處なるに茲に亦最近最も憂ふべき一大事は今回政府が義軍を西伯利亞の平野に出兵することゝなりたる以來動員令の降りたる師團に屬する所在地監獄職員にして豫、後備の軍籍にある者に對する動員召集の事項之れなり、即ち某出征師團に屬する監獄職員にして既に此召集に應じたもの數十名ありと云ふ、果して然らば是れ素より當然の出來事にして何人も決して辭する能はざる處なりと雖も、現時監獄の實況に於て既に補缺に忙殺、苦心せる折柄、其身體精神に於て比較的好良なる監獄官吏を失ふるは絶大の苦痛にして何物を以ても之を償ひ得べからざるを如何せん、或は他日之れが爲めに監獄の機關は其運轉を休止せしめざるべからざるの災厄に遭

遇せずとは必ずしも保證すべからざるべし、加之、漸次監獄職員の動員出征者の多きを加ふるに至らば該出征者家族の救済は如何等に言及せば實に杞憂に堪へざるものあり、之に對する應救策は如何等、即ち是れなり

以上は單に監獄管理上殊に職員に對する著明なる影響を略擧したるに過すと雖も尙此他在監者の方面に於て善惡共に影響を受けたる事は續指するに違あらざるべし今試に其二三に就て記述せんに、

(一) 商工業方面に於ける好況は彼等中産以下の階級をして一時著しく生活の活氣を得せしめたる模様ありしと雖も此經濟的好影響は頗る未曾有なる物價の暴騰を招致し今日尙底止する處を知らざるが如き實況にして蓋し今回の米騒動の如きは其餘波と謂ふも過言にあらず、加之ならす經濟の順調は生活上の比較的有福なる者に在ては殆んど狂態とも認むべき程、奢侈荒怠に傾き、所謂小人玉を抱き罪ありとの俚諺の如

く遊蕩三昧に耽り、却て戰前に比し精神的及び物質上に於て墮落の傾向ありて犯罪の不良の行爲を演出する者多きに至りたるは素より掩ふべからざる事實にして何れの監獄に於ても犯罪者の漸次遞増の傾きあるは統計の示す處にして何人も否む能はざる所なるべし、果して然らば今後に及ぼす此潮流の惡影響は未來の青少年を驅つて遊惰、放縱の慣習を養成し國民一般に驕奢と荒淫との外に何物をも印象せしめざるに至らん想ふて茲に至らば、將來國民思想及び社會生活上に如何なる惡結果を齎すやは慄然として寒心せざるを得ざる處なり、尙物價の暴騰に伴ひ監獄經費の上に著しき影響を蒙り國庫の負擔を加重するに至りたるは素より論を俟たざる所なり。

然れども茲に特筆すべき一事は今回時局の好況に伴ひ經濟力の發達に延びて國民能率に於て著しく發達したる爲め監獄作業能率の増進を促したる

ことは是れなり、換言すれば四人作業能率増進は取りも直さず作業收入の増加にして之れが爲め國庫の歳入を増加せしこと素より喜ぶべしと雖も此好況にして將來永く繼續し得るや否やは頗る疑問に屬すべければ是亦以て絶對に歡迎すべきにあらずるは勿論今後戰局の進展如何に従て他日戰後の大計を策すること蓋し刻下の急務なると信ず、

以上は今回の大戦亂より受けたる直接間接の影響にして善惡兩方面に跨り今日俄かに之れが可否を論結する能はずと雖も尠くとも將來我國の經濟及精神的社會各般の事物に向つて一大變動を與ふることは殆んど疑を容れざる所なるべく從て我監獄行政の上にも一大變革を加ふるの要あるべしと信せらる、之を要するに今に於て國民一般の自覺なき以上は唯々千百の苦心配意も遂に其効なきに終るべきを得ざるべし、夫れ豈に戒愼せざるべけんや敢て不文を草す、

○監獄衛生雜感

金澤 石崎 貧樂生

▲少年裁判所に就て

刑法第四十一條に「十四歳に滿ざる者の行爲は之を罰せず」とあるは何か他の方法を用ひて即ち少年裁判所を以て其罰を補ふと云ふ考へであることは想像が出来る

少年裁判所は一千八百九十三年十月米國シカゴ市にて開かれたる孤兒救済會議に於て英領加奈太オンタリオ州トロント市から出席したるケルソ氏が演説したのが最初である云ふ同年にオンタリオ州に少年裁判所法が州會を通過して居るも實行に至らぬ合併之がシカゴに第一の少年裁判所が設けらるゝ動機になつた之と同時にコロラド州デルバリー市にも少年裁判所が設置されたが之が模範的少年裁判所として有名なもので其最初の裁判官はリンゼーと云ふ名判官であります、而して米國では今日殆んど各州に少年裁判所が設けられてあり

ます、英國や獨國にも其制度を採用して居ります十分ではありません獨逸にも少年裁判所法案が出来て居りましたが議會の審議に上らぬ中に戦争が始まり其儘となつて居ります、

そこで不良少年は犯罪人として取扱ふべきものでなく一種の病人として取扱ふべきものである罰すべきものでない教育すべきものであると云ふことは今日に於て議論のないところである故に裁判所は普通の犯罪人を取扱ふものとは根本の性質に於て別のものである

少年が惡事をするのは其少年自身の道德觀念自由意志を咎むるよりは寧ろ少年をして斯る惡事を爲さしめた周圍の人を責むべきである少年自身の罪ではなくして大きく云はゞ社會の罪である結局の所家庭の罪であると言はなければならぬ故に裁判所に呼び出して審問裁判すべき被告は其少年ではなく其家庭全體でなければならぬ

どうしても少年裁判の爲めに特別の裁判所を設

けなければならぬ而して専門の裁判官を置くことと専用の建物設備する必要がある

少年裁判所の裁判官は勿論法律家でなければならぬが尙ほ子供好きな不良少年の感化救済事業に就て趣味もあり智識もあり而して其事を樂んで厭身的にやつて見やうと云ふ人が少年裁判官にならなければ少年裁判は十分の効果を擧げることが出来ぬのであります

又た惡事をした少年を裁判所に連れて来るには米國では「デテンションホーム」なる少年専用の留置場が少年裁判所の補助機關として設けられて居るのを普通とします之は家庭的學校的形式でなければならぬ

少年裁判所では檢事も豫審もない最初から一人の裁判官が調べる又た法服も用ひない平服のまゝ、がよいと云ふのが定説である

少年裁判所は非公關主義でなくてはならぬ公開は子供の將來に取つても風教上も無益有害である

其代り兩親とか後見人とかは是非出廷させる必要がある檢事も辯護士も要らない裁判官は一人で判事檢事辯護士三役を務めるのである

少年裁判の判決は大抵の場合には放免する有罪であるのに放免する場合には訓誡をして放免する此訓誡は上手でなければならぬ放免後は報告簿制度で子供には放免の際各一冊の報告簿を與へ毎金曜日に學校の先生或は監督者に一週間の行狀を書いて貰つて土曜日に裁判所に其報告簿を持つて来る判事は一々之を檢閲して行狀が良いと書いてあると雀躍して喜ぶ行狀が悪いと書いてあると困つたことだ云ふて萎れて見せる故に小供は判事の喜ぶ顔が見たさに行狀を慎しむ様になる、檢閲の後には面白い話を聞させる子供等は判事と仲宜しとなり何にか困ることがあると自分の方から判事の所へ持つて来る様になる

放免後は特別の監視官を置かなければならぬのであります此監視官は少年裁判所の厄介になつた

ものゝ監視をさせるので此監視制度が完備しなく
ては少年裁判の効果を十分に擧げることが難しい
のである

監視に附するだけでは不充分的な不良少年は感化
院に入れるリンゼー判事は子供を感化院に送るの
に吏員に連れて行かせると云ふことをしないで、
お前は少し感化院に這入つて修業するが宜からう
と言ひ聞かして紹介状を持たせて子供一人で感化
院に行かせるのである所謂相互信頼主義で子供の
良心に信頼するのであります子供と云ふ者は存
外正直なもので感化院入りを命ぜられた子供が感
化院へ行かずに途中から逃げたと云ふ例は殆どな
いさうである

少年裁判所は子供を教唆して不良行爲を爲さし
めた者又は子供の不良行爲を認容して打捨てゝ置
いた監督者に對して罰金か禁錮を科するのである
米國では少年裁判所附屬の醫師がありまして裁
判に先だつて先づ其少年を診察するのである其診

察すべき項目は營養の良否疾病の有無身體各部の
缺陷であつて眼、咽喉、耳、齒等を特に注意する
又稍々年長の女子は花柳病の有無を検査する而し
て其診察の結果が非常に裁判の參考になる

少年裁判所は果して司法省の仕事か内務省の仕
事か又文部省の仕事か性質上は必しも其一に專屬
すると云ひ得ぬのでありますデンバー市の少年裁
判所法制度も初め出來た時は小學校令の中に規定
されたのであります即ち少年裁判所の事業は決し
て法律家だけの仕事でなく教育家の仕事であり又
醫師の仕事である

▲食餌の經濟

今日は如何なる程度まで高價なる食品を避け又
は之を廉價なるものを以て、代償して而かも營養
上無害なるを得るか問題なり

平均體重を有し適度の肉體的勞働を營む所の一
成人男子が一日中に要する保健食餌の分量は現今
次の如しと考へられ居れり

	量(瓦)	(エネルギー)價
蛋 白	一〇〇	四〇〇
脂 肪	一〇〇	九〇〇
含水炭素	五〇〇	二〇〇〇
全エネルギー價	三三〇〇(カロリー)	
而して勿論勞作の程度に應じて所要(エネルギー)		
輕度の勞作に對して	三〇〇〇(カロリー)	
中等度の勞作	三五〇〇	
劇しき勞作	四〇〇〇	

又は其れ以上又吾人の食餌の一部は體溫の保持
の目的に費さるゝを以て氣候寒ければ其の暑き場
合よりも所要(カロリー)價勿論大なり

精神的作業を營む人の要する食餌の(エネルギー)
價は極めて輕度なる機械的作業を行ふ人どそ
れと略々相等しき者とす

又婦人及小兒は成人男子よりも平均少量の食餌
を要するものなるや明かなり

亞米利加慈善團により行はれつゝある白耳義國
民の食糧供給は一成人一日二〇〇〇「カロリー」の
割合に於て爲されつゝあり該團體は人道に基き憐
むべき白耳義人に出來得る限り廉價に食餌を食品
切符を以て供給しつゝあり、かくて該團體は考究
の結果右の「カロリー」價を以て一個人の健康を保
持し得ること及び此目的に向つての費用は成人一
日僅かに三、五片(日本の約十四錢)を以て足るこ
とを見出し得たり該食餌は蓋し人の、身體及精神
の力を維持するに要する最小限度なり

人體の「エネルギー」の供給上最必要なるは蛋白
なるも比較的廉價なる含水炭素又は脂肪を以て代
償するは賢なる事なり殊に含水炭素は穀物中の澱
粉として又諸種の糖として甚だ容易に得らるべき
食品に屬するの便あり而して一般健康人の蛋白需
要量は一日百瓦以下となすも何等の害を來すこと
なし成人にありては其個人の「エネルギー」を補給
し疲勞を恢復するを目的とするものなるが故に決

して蛋白の多量を要するに非ざるなり

脂肪の食品としての主なる價值は體中の結締織内に脂肪の蓄積せらるゝが爲なり含水炭素も「グリコーゲン」の形に於て肝及び筋肉内に蓄積せらるゝ雖其量少なり脂肪は含水炭素よりも高き「エネルギー」價を有すと雖比較的少量の含水炭素を消費すれば能く脂肪食餌を代償し得るや明かなり次に「ヴァイタミン」Vitamin は大多數の食餌中に甚だ少量ながら存在するものにして其化學的性質は不明なりと雖其存在せざる食餌のみにては健康なる生活を保全すること能はざるは確實なり、白米を攝食する國民に多く起る所の脚氣を豫防し得る穀皮も亦た一種の「ヴァイタミン」なり今此の「ヴァイタミン」の食餌衛生上の實地應用を考ふるも「ヴァイタミン」の食餌中に存在するを確實ならしめんが爲には新鮮なる野菜又は果實を他の食餌と共に與ふるを最も簡便なりとす尙ほ此の意味に於て白米よりなる單調なる食餌を攝取し又は白米に白

き外觀を與へんが爲めに米粒を甚しく搗くが如きは無意味なることなり

之を要するに食餌の經濟の要點は從來蛋白性食餌を攝取せし肉類に對して廉價にして而も食養上同等の價值ある植物性蛋白食餌を以て之に代用すること又食餌の分量は從來必要と考へられしよりも減するを得ること及び蛋白の分量も從來必要と考へられしよりも減し含水炭素物を以て之を代償し得ることこれなり之等は畢竟歐洲大戰の爲に起りし現象にして英國が牧畜使用の土地に農作物の收穫を高めんとしつゝあるが如き食餌に一大變化を來たさんとする前兆なりとす我國監獄の食餌が動物性蛋白に乏しく植物性食餌に富むもの經濟の許さるゝあるも其分量に於て健康保持に遺憾の點なきに非ず食餌經濟を慮り一層改良の餘地あるを信す

雜 纂

○予は看守諸君と語る (十七)

典獄 有馬 四郎助

我が親愛なる看守諸君、

諸君は司正司直は司獄官吏本來の職務の性質なるを、一日も忘れ給ふことあらざるべし、然れば何に因て其標準觀念は確立すべきや、予をして直截に言はしむれば、开は自然の大理法なる賞罰に對する信念に基く外は非ず、即ち吾人の行動の善惡邪正に對しては、如何なる日常の微事と雖ども必ず因果應報の道理に支配せられざるなく、即ち一として賞罰の伴はざるなきを覺知するに非ずんば、司正司直に就て何等の標準も觀念も確立するものに非ざる也、單に唯物的思想の人物にては才能の取柄こそあれ、司正司直の標準觀念の確立せる適格の司獄官吏としては、未だ大に物足らずと

云はずんば非ざる也、故に嚴密に云へば若し司獄官吏にして此信念を缺く者ならんには、司正司直の職務は到底其人のものに非ざるや論を俟たず予は此意味に於て執務上常に左の感想を有す。

一、職分に對する自然の賞罰

職分とは當然己が爲すべき務を云ふ。而して己が爲すべき務には、官命に由るものあり約束に由るものあり、又た良心に由るものもあり、何れにせよ一旦己が爲すべき務と定りたる以上、言換ゆれば現に其仕事に従事しつゝある以上は、總て之れ天の命と心得べきものにして、之に忠實精勤ならば必ず天の祝福あり、若し横着をして聊かにても懈たらば、必ず又た天罰の頭上に落ち來ることは、嚴正なる自然法の然らしむる所、之れ當然の成行と謂はざるべからず。

二、人は必ず賞罰に支配さる

或は曰く賞罰の爲に其行動を二三にするは卑劣の心事なり、人は宜く當然の本分として無條

件の奉公を爲すべしと。言甚だ美にして且つ壯也、されど畢竟之れ空言のみ之れ遂に人類をして無活力に歸せしめずんば、又全く無意味に了らしむるの見解也。要するに現實の社會に於て賞罰觀念が、人間を支配する最後の勢力たるは到底打ち消すべくもあらず。殊に吾人には人爲法の制裁の外、尙ほ正しき自然の賞罰が一大事實として、常に儼然吾々の頭上に支配の手を加へつゝあるは、看過し能はざる所也。

三、最も恐るべき嚴罰

忠實に職分を竭したる時、其勤勞に對し明暗の報賞は必ず酬ひ來る如く、不忠實にして職分を懈る者にも亦た明暗の懲罰必ず來り加はるは的確の事實也。只だ悲哉人の淺慮短識、之を覺知せざるを常とするのみ。然るに正義に敵して亂行、逆爲、中傷、陷害以て己が野心を逞ふせんとする行爲に對しては、殊に天罰の嚴格なる亦た實に恐るべきものあり。吾人少く心を潜めて世

人の榮枯盛衰の跡に鑑みなば、有形無形に其膺懲は歴然として肝膽を寒かしむるものなくんばあらず。是に於て乎吾人は宜く正義に敵して何事をも爲し能はざる所以を明覺して可也。

四、斯確信なくして受刑者を如何

人は天來の賞罰を信ぜずんば、眞面目なる能はざるを前述の如し。即ち不眞面目にては司正司直の標準觀念は得て望むべからざる也。而してこの賞罰の信念は人の心を左右する關鍵とも云ふを得べし、宜哉司獄官吏は彼在監者に對し改心を催すに、多くは常に因果應報の理を以てすることや、之れ自然の理必至の勢ひなれば也。然れば自身若し斯確信なくして唯だ之を方便として説かば、恰かも空鐵砲のそれの如く何等の手答なきのみか、之れ自ら欺き人を詐るの甚きもの、滑稽千萬と云はんよりも寧ろ大なる罪惡と云はずんば非ず、苟しくも吾人の説法に權威あらしめ感應あらしめんには、是非共先づ己れ

に天地を貫く底の大信念あるを要す、而して斯かる信念や精神修養上の靈覺より生ずるを云ふまでもなし、精神の修養豈に等閑事ならんや

○金風颯々

一 水生

一、無水氏に辭す

本誌七月號に予が會同雜感と題して寸感を述べし一部分に對し八月號に於て無水氏が懇切なる教訓を賜へり價值なき妄評に對し一顧の榮を得たるをふかく感謝すると同時に予は進んで書くべく餘り多くを持つが故に遺憾ながら前を顧みて論議すべき暇なきを以て深く立入りて氏に答ふるを得ざるも唯一言止む能はざるものあり其は氏が或は誤解に陷れることなきやを慮るゝが故なり予は當日其席上に於て少年監獄實施制度に就て長短可否の討論を求むる如きは素より想像せず監獄局長閣下當日の要求は兩主義に就ての實況及長短の報告に

ありしかと記憶す而して會期を特に延長して吾人をも其席に列席せしめし所以のものは單に當局の參考資料を提供せしのみならず吾人にも聴取批判の自由を與へられしものと信す而も予の記憶にして誤らずんば短所として報告を受けし事項は殆ど皆無なりしかと信す同一典獄が兩主義の長短を比較するは氏の説の如く不可能ならんも各主義別々に其の長短を聴くを得ば吾人は其比較に甚便利を得しならん長所のみ聴きては比較研究資料の半を逸すべし予は此點を述べしのみ同一典獄が兩主義を比較すとか又典獄間に討論すとか後日報告書類に就て研究すと言ふ如きは勿論當日の問題には非りしなり予は當日の問題に非るものを云々するの意思を有せず予の前言盡さず爲に氏が誤解せるなきやを慮るが故に茲に一言を追加して以て氏の懇志を謝せんとす。

二、世人諸君とも語るへし

犯罪に關する研究は社會的大問題なり而も世人

の冷淡なる之より甚しきはなきには一驚せざるを得ず古來犯罪絶無を期し難く頃者數に於て多を加へ質に於て惡に進む識者獨り之を憂ふるも世更に顧みざるは何の意ぞや世人其大問題たるを知らざるか又は之を知るも顧みるの暇なきか犯罪の防遏に就て攻究盡さず裁判所刑に就て諒解足らず免囚保護に就て其鳴を與へず何に椽て社會の安寧を求めんとするか甚だ了解に苦しむところなり吾人司獄官の分擔するところは僅に犯罪防遏の一部分たる行刑の範圍のみ如何に努力するも世人爾く迂にしては徒勞に屬せんのみ社會各方面協力一致せんば何の效かあらん由來監獄が社會より隔絶せるが如く司獄官も世人より分立せり是れ大なる誤なり例へば吾人相互の研究の結果を發表する場合の如き常に吾人相互の看讀すべき誌上に於て意思の交渉は完全に行はるゝも更らに社會と接觸すべき世人一般の看讀する誌上には殆ど發見するを得ざるには非ずや刑事政策舊の如くにて可なりと言は

い止む若し然らずして日に月に浸々乎として進む世運と共に一層の進歩を圖らんとせば内斯界上下一致して努力すると同時に外社會各方面と協力して研究せざる可らず是れ犯罪が社會的問題たる當然の結果なり内看守諸君と語る大に可なり何ぞ進て世人諸君と大に語らざる世人其鳴せざるに非ず其鳴の機會を吾人が與へざるに非るなきが予常に之を思へども學識經驗なく地位名望なし長鞭何ぞ馬腹に達するを得む斯界の先覺者乞ふ旃を勉めよ。

三、社會との共鳴

近年思想界の變遷著しく今や理解と共鳴深酷と徹底とに對する社會の要求は漸次其度を強め從來の如く理解なき盲従に甘せざるに至れり是人心の覺醒に外ならず理解なき命令諒解なき獨斷には何人も服従するを好まず已むを得ず服従するも徹底は之を期し難し典獄は專制獨斷に陥り易き地位に在り部下を卒ひ囚人を訓ふるに此思想の變遷を考

慮に加算せずして部下其職に楽しみ罪囚其業に勵むを期し得べきか決して輕々看過すべき問題には非るべきを思はしむ。

四、自治の程度

民人美德の一は自覺自治に在り司法省官制を繕かは監獄局所管事項の一として出獄人保護のこと嚴として存在し而して之を施行するに一の法律もなく命令もなし而も其事業淺薄ながらも天下に治し法規濫發飽くことを知らざる當世としては實に珍中の珍とすべし爾くあるべきを斯業の理想とし又爾くあるを社會自覺一端の體現と見るを得べし然るに茲に遺憾なるは免囚保護に付町村長の協力を求むれば他に直接干與の事務過多なるを口實として同情は一片の御世辭の範圍に止まり警察官吏に其必要を説けば何の法令に基きて之を強ゆるかと言下に斥くるもの低級地方に鮮なからざるを見る茲に於て美しき自覺自治も完全の發達は前途遠遠なるを思はしむると同時に此過渡時代に何等か

の方法施設を考慮して一日も早く自覺自治の徹底を促進するの途なきかを思はしむ、非乎。

五、統一的研究

監獄に關しては研究すべきこと各部に於て頗る多し茲に一例を擧ぐれば時局の影響上染料の不足騰貴に際し囚人被服の染色を如何にすべきかの如き問題も決して小なる問題には非るなり各監獄で研究に努め中には優良の成績を挙げたるものもあるべし然し此は監獄全般に關する問題にして寧ろ中央に統一的研究方法を施設するを便とせずやと考へらる各監は事務多忙なり而して専門的智識者は殆ど在職せざる可し從て研究進捗徹底せず從來發見せられたる如き染色方法も之を試験したる範圍に於ては光線強き當地方にては曝日二時間にして恰も一年も著用したる如く褪色するの遺憾あり各監の研究は各特色ありて必ずしも捨つべきに非ると同時に他に統一研究機關を設け専門家をして之を司らしめば各監の勞を省き而も其効果は迅速且

徹底的なるべきを信ず然らずんば無益に不便と不經濟とを忍ばざる可らず中央といふも必ずしも司法省又は監獄局を意味せず或監獄に併置するも可なり要は統一的研究機關を便とすべきを言ふ勿論機關の増設にして俄に行ふ可らざるも考慮を費すは無益に非るべし此は一例に過ぎず他にも戒具炊具等數へ來らば幾多の問題存すべし要するに種々の方面に於て専門的研究調査機關を缺くの不便なきやを疑ふものなり。

六、本旨とするところ

予が何等の學識經驗なく淺薄なる愚見を開陳して耻を顧みざる所以に付一言辯し置かざる可らず同難感に於て綠蔭漫語に於て又本題に於て述ぶるところ之を主觀的に見れば不安論なり之を客觀的に見れば改良論なり予は當局殊に監獄局長閣下が渾身の努力を以て孤軍奮闘斯界改良の爲め盡瘁せられつゝあるに滿腔の敬意を拂ふと同時に吾人は吾人の立場より誠意を披瀝して改良の氣運を促

進するは吾人の任務なりと信するが故に世の比較的理理解同情なき目下の監獄界の狀態より將來の機運を察し或は世の進運に遲るゝなきやの老婆心よりして筆の動くところ不安論となり改良論となりしものに外ならず今春局長閣下は會同の席上吾人に訓示を垂れて曰く意見は遠慮なく開陳すべしと予が鈍筆を呵するも其意の一端なり當局には既に大經綸の存するものあらん而も予か淺見を顧みず筆を弄するものは廣く其鳴を求め又更に優秀の卓説の現はれんことを期待するが爲の前提のみ行刑は社會政策上の大問題にして殊に刑事政策の終局問題なり社會流行の雜誌等一も此に關する論説なきは遺憾ならずや今や斯界も目に面目を改め何等の問題なきか如きも論議せずんば改良なく研究なければ進歩なし予は深く當局に信賴すると共に先覺諸賢の教を仰ぎ進みては社會各方面の共鳴を得て彌が上にも監獄界の改良發達を希ふものなり予が弄筆の本旨全く茲に存す。

通信

○浦和通信

浦和監獄職員家族懇話會狀況、九月二十四日(秋季皇靈祭)午後一時より監獄構外演武場に於て第十三回浦和監獄家族懇和會を開催す當日は恰も朝來風雨烈しく殊に午前十一時頃よりは一層強烈となりし爲め會員の參集も覺束なからんと憂慮せしも諸準備も出來且つ會場は建物位置の關係上風靜かなるを以て豫定通り開會することとなり會員は風雨を冒かして出席し多少遲刻したるものもありしが午後一時半には百余名集りたれば幹事より開會を告げ會長白井典獄は開會の辭と共に大要次の如き訓話を爲せり

本日は生憎の暴風雨なるも風雨は豫め知り難く秋季皇靈祭の日柄は如何にも修養上の講話を聴くに相應はしき日柄にして本日茲に開會せしが出席

者少なきは寔に遺憾に堪へす何にせよ暴風雨のことなれば是以て致方なし只講演を願ひたる御方が暴風雨を冒して御出席下されたるに對し申譯なき感に堪へず然し假令少數にても眞面目に之を聴き實行を期するに於ては多大の効果あるべし、而して會員も益此會に興味を持つに至り從つて實益愈加はり行き家族の者が修養を積まれ行ひは人としての道に適ひ家庭は益平和に圓滿に治まるを以て主人は安心して職務に盡し熱心に執務するが爲め其成績も漸く良好に趨くは吾々の欣喜する所なり、偕て物價騰貴に當りて如何に處するかに就ては前回も前々回も其前にも毎々御話したることなるが一層其の趣旨を徹底し儉約に努め品位を保ち世間より監獄職員の家族は斯の如く立派なる心懸の人達なりと言はるゝことにせざるべからず目下の經濟狀態に付ては等しく苦痛を感ずる所なるが非常なる確信を持ち奮勵努力せざれば到底凌ぎ行き得るものにあらずことは申す迄もなく家族は

體面上差支なき限り手内職を爲し家計を扶くる等
のことは毎度言ふが如く努めて爲されたし米價に
付いては政府に於かれても尠からず心配せられ居
る所なるも今俄に米價が著しく低廉に至る様のこ
とは到底望なかるべく又貧富の懸隔は益甚しくな
り一方に金を湯水の如く使ふ所謂成金あると共に
其反對に途炭に困む貧者は其度を加ふると云ふ有
様なり而して成金の風潮は滔々として瀾漫し奢侈
の風は愈其度を加ふるが如し國民一般が大に自ら
警めざるべからざる所にして此處が即ち精神修養
を要する所以なり富者は富者、貧者は貧者相應に
當然の義務を果すこと肝要なり、畏くも 先帝陛
下の賜はりたる戊申詔書の一節に「上下心ヲ一ニ
シテ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マナ
ルベシ」と宣はせられあり今日の社會風潮の上よ
りして一層痛切に之を奉體すべきことを感ずる次
第なり宜しく國民一般が等しく之を奉體して其御

趣旨に沿ふことに努めざるべからざるなり我監獄
職員は豫て御話しつゝある所に從つて此物價騰貴
の際に於ける難關を辛くも切り抜け以て其の體面
を保持すること返す／＼も注意せざるべからず、
と精神修養に關する訓話を爲し次で當日招聘した
る東京麹町千代田高等女學校長文學士泉道雄氏は
「人は我影なり」の題下に最も有益殊に婦人の精神
修養上趣味多き講話ありて各會員を傾聴せしめた
り終つて會員一同に茶菓を饗應し直に餘興に移り
琴曲、義太夫、手品等あり孰れも本會に相應はし
きものを演じ會員一同嬉々の間に修養と慰安とを
得午後五時散會せしときは風雨も歇みたり



彙

報

○石炭貯藏上の注意

石炭は多量に之を堆積する時は炭質に依り往々
自然に發火することあるは其例乏しからずして會
て一二監獄に於ても其實例ありし所なり然れど僅
々三四十萬斤の石炭を堆積するも尙其虞あるべき
は近く浦和監獄に於て實驗したる所なりとす今其
模様を略述すれば左の如し

浦和監獄にては曩に茨城粉炭を購入し本年六月
十日に十六萬斤八月二十一日に二十萬斤合計卅六
萬斤を搬入し構内炊場裏空地の石炭貯藏區劃内に
積上げ高さ地面より九尺巾三間長さ十三間余とな
し周圍は堰板を以て地盤より三尺の所まで圍み置
けるに爾來更に變化なかりしが去る九月十二日夜
構内巡警看守が右堆積場の側を通過せんとする際
異臭を感じたるを以て直ちに周圍を検するに右堰

板の空隙より少量の黒煙出するを認めしかば引返
し當直看守長に其旨を報告し共に現場に至れば其
時は已に煙のみならずして石炭の一部分火とな
り堰板に燃へ移り方二寸位の穴を燒き抜き居たる
に驚き逸早く之に水を注ぎ幸消し止めあわや大事
に至らんとするを防ぎ得たりしが同監獄白井典獄
も電話により即時登臨關係職員を呼出し堆積石炭
を掘返し検査するに發煙部分の近傍非常の高熱に
達し居り若し發覺にして暫時たりとも遅れたらん
には多少延焼せしやも計れずして遂には忌はしき
祝融氏の手に歸せざるとも一概には言ひ難かりし
が何等事なく済みたるは幸なりと言はざるべから
ず而して右高熱の個所は退熱の爲め全部積替へし
めたるが其發火せしは六月十日搬入の分にして發
煙迄約三ヶ月を経過し居れるものにて當業者の談
に依れば百萬斤以上の多量を堆積して六ヶ月位に
至れば動もすれば發火の虞ある由なれ共今般浦和
監獄にて際會せしは分量並に日數に於て共に之に

及ばざるも尙此事實ありしより見れば硫黄分を比較的の多量に含有せる分が下積みとなりたるに會々瓦斯を發生し或は濡れ或は乾きして蒸熱せる結果ならんとの考察にて要するに斯の如く稍多量の石炭を貯藏するには成る可く高く積上ぐる事を避け尙時々之を積み替ゆる必要ありこの事なり因に強ち石炭に限らず比較的重量ある物品を堆積する時は自然下部には可なり強き壓力の加はり以て熱を發生するは是れ物理上の原則なり之れに水分の加はることありとせば水の分子たる水素又は酸素と物質又は發生せる瓦斯等との間に化學作用を生ずべく化學作用存すれば茲にも熱を生ずるは是れ化學上の原則なり然も壓力により生じたる熱は適化學變化を促進せしめ又酸素の發生は爲めに發火溫度を降下せしむる一助ともなる等の關係より孰れも相俟つて發火するに至るは有り得べきことにして彼の製紙會社が材料として貯藏せる古布に雨漏の爲め水分を吸収して出火する例尠ならず又石

灰に雨漏の掛りて小火を出したる例も時に耳にする處なりされば堆積物は成る可く水の掛らざる事を努め又時々之を積換等の方法に依り豫め危険を防ぐの注意あること肝要なりとす

○被告人の逃走 沖繩監獄平其出張所拘禁私印私書偽造行使事件被告人川滿寛信は性溫順にして素行積實入監以來獄則を謹守せる者なりしが七月廿五日午後三時頃他の被告人兩三名と共に戶外運動中看守の隙に乘じ高さ一丈一尺の煉瓦塼を踰越逃走し間もなく發見直に警察署と協力追跡せしが遂に逮捕に至らず。▲長崎監獄島原出張所に監務事件被告人大島敬一は九月十七日午後二時頃十名の被告人と共に戶外運動に代へ構内の雜草荒除に従事し居たりしが便通の儀を訴へしより戒護者は許可を與へしに之を幸と見し逃走したり看守に在りては返り來る時間の長きに不審を起し至り見れば逃走の跡明なるより直に追跡に力を用ひしが之も遂に逮捕に至らず

○受刑者逃走並に逮捕 函館監獄在監受刑者懲役三平山口毅は同監獄門外耕転地に耕作従事の爲め八月二十四日午後一時三十分三十九名の囚人中に加はり出役し物置小屋より農具を取出すに當り戒護者の隙を窺ひ列を脱して同小屋の後方古材積材の個所に身を潜め看守が之に氣付かずして他因を引率し去りた

る後引返し自ら小屋に立入り暫し脱出の機會を窺ひ居たり然るに戒護者は人員の不足にも氣付かざる模様を見澄まし直に逃走し途中水泳者の單衣帽子を物取し獄衣と着換へ全く服裝を變じ逃走したり一方看守は其後約十分を過ぎて逃走を覺知し直に非常召喚を行ひ捜索せしが同日は空しく逮捕するを得ずして一旦引揚げ更に翌廿五日午前六時五十分函館停車場構内待合室にて逮捕す。▲青森監獄弘前分監在監懲役十月村上幸八郎は平素炊火に就業せる者なりが九月四日午前七時前業に従事中行間の願出あり許可せしも數分にして出て來らざるを以て試みに行いて見るに果然其姿見えざるより調査するに同箇所を脱出し兼て用意の炊事用庖丁を懐中し之を以て假板塼の結束したる繩を切断し同所より脱出したるもの、如く直ちに追跡捜査したるに分監を距る約三十餘間の桑園の壓芥溜の中に潜伏し在るを逮捕したりしが其逃走の原因とも看做すべきは不具の實父並に北海道に渡り音信なき實父とを氣遣ひ其安否を確めんとして渡慮に、此舉に出でたるが如し。

○被告人の逃走逮捕 大阪監獄在監強姦事件被告人近藤熊吉は九月六日大阪地方裁判所に出廷中其裁判長より刑期十六年の旨言渡された其刑期身を離して飛鳥の如く高さ十五尺餘の法廷より飛び下り逃走したりしが同所を距る數丁の所に於て追跡看守の爲め何なく逮捕せらる。

○受刑者の喧嘩 東鳴監獄在監の強姦囚懲役六年大野文次郎は豫て監獄の事より物盜懲役四年中村重太郎の遺恨を買ひ居たるものと謀略し頗る之を懇念し居たるが八月二十二日竹細工に就業中感情亢奮したるものと見へ突然重太郎見掛けて背部より竹割鉈を以て切付け頭部に深き骨に達する傷並に背部に深き皮下に及ぶ傷を負はしめたる騒ぎあり幸大事に至らず直に取押へたり

○経死 長崎監獄在監殺人懲役十五年山本熊太郎は其養子に財産を横領せられたるを立腹し之を殺したる件に依り入監の身なりしが刑期長く加ふるに前非を悔ひたるに依り悲觀の結果八月三十日夜中鐵ボートに紐を通して之に依り絞死す。▲更に同監監禁殺人囚懲役十五年石川泉は平素犯行爲もなく改後の狀顯著にして賞表の附與に預りたる位なりしが其後工場に於て周圍の折合善良ならざるに依り反省自覺せしめん爲め去る五月より晝夜獨居に移し以來別に不審の舉動あらざりしが突然世を悲觀したるものが兵児帯にて九月七日午後一時中頃絞死したり。▲豐多摩監獄在監強姦放火犯懲役六年谷田部重藏は曾て八王子分監在監當時も絞首を企てしことありその事なれば特に注意する處ありしが前途を悲觀の結果去る九月二十三日午前七時過ぎ雜品棚の鐵棒に帶を通じ絞首死亡したり。▲熊本監獄京町出張所拘禁強姦事件被告人野中守次郎は入監以來善く獄則を遵守せしが妻より居宅を放逐

せられたる通知に接し身は入監の事とて一時に悲觀し九月二十日夕刻自己使用の釋にて縊死したり。▲宮城監獄入監者殺人無期懲役齋藤慶治は胃加答兒症に罹り居房に休養中の者なるが平素取分け動作に異常を認めざりしが戒護は嚴重なりとも厭世的の自殺ならんか去る十月二日午前八時前窓の開閉用麻繩を用ひて縊首し居るを發見直に引降ろし人工呼吸を施したるも遂に蘇生するに至らず。

○受刑者の死亡　浦和監獄に監物盜竊役六月秋山益太郎に改築工事手傳として従業中九月二十六日午前七時前建物取破しの際、過て其下となり其爲め頭蓋骨を打たれ壓死す。

○若松分監移轉 福島監獄若松分監は曩に新營工事に着手し爾來引續き施行中の處八月三十日竣工を告げしを以て同日福島縣若松市榮町字廓内一番地の新築監に移轉せり。

○巢鴨監獄及三池監獄の所在地名變

更 巢鴨監獄所在地たる東京府北豊島郡巢鴨村は
先般町制を施かれ西巢鴨町と改め又三池監獄所在
地なる福國縣三池郡大牟田町は市制施行せられ大
牟田町と改まりたる結果右兩監獄の所在地名に變

更を生じ勅令第三百四十四號を以て監獄官制中其の項を改正せらる

○仙臺分監の廢止 宮城監獄仙臺分監は大正七年九月三十日限り廢止する旨九月二十八日附司法省告示第四十四號を以て公示せられたり



叙

叙
任

兼任司法技手

和郎山照監勤務ヲ命ス

任看守月俸廿七圓給與

水戸監獄勤務ヲ命ズ

名古屋監獄勤務ヲ命ス

(各通)

看守長任用試験委員ヲ命ス

但看守長給十級俸

神戸監獄勤務ヲ命ス

任看守長月俸廿六圓給與
鹿兒島監獄勤務ヲ命ス

宮城監獄勤務ヲ命ス

轉地振養之件認可入

任看守長給十級俸

高知監獄勤務ヲ命ス

看守長(新潟)	海津幸市
看守長(高知)	小松直清
看守(水戸)	梶間織次郎

典獄(大阪)杉野喜治

陸奥七(新潟)
池田
坂
古

典獄(東京)野口謹造

判事(東京地)沼義雄

檢事(東京地) 南波全三郎

新川秀雄

守(高松) 多田羅喜平

[illegible]

弘 地 蒲 寧 (鹿兒島)

此賦他篇分註を

(看守長) 小長井 喜太郎

獄(小營)有馬四郎助

守(高知)公文、勇

任看守長十級俸
宇都宮監獄勤務ヲ命ス
高知監獄勤務ヲ命ス
十勝監獄勤務ヲ命ス
大阪監獄勤務ヲ命ス
任看守長十級俸
京都監獄勤務ヲ命ス

看 守 長 （十 勝） 奧 村 輝	看 守 長 （高 知） 喜 多 義 一	看 守 長 （京 都） 里 誠 一	看 守 （京 都） 高 梨 菊 若	看 守 （橫 濱） 佐 藤 吉 耶
--	---	--	--	--



○看守長任用試験

十月九日より東京に於て看守長任用試験施行せられ受験者總數三十八名にして其内合格せし者左の十八名なりとす

甲府	渡邊清次	福島	岡部清四郎
水戸	大島市三郎	前橋	青木泰修
東京	多治比宗典	長野	辻多七郎
千葉	鈴木長次郎	新潟	夏目善太郎
靜岡	菊地卯吉	新潟	田澤紫雄
豊多摩	富田富藏	新潟	小澤傳藏
小菅	佐藤彌市郎	新潟	中澤元三郎
横濱	鈴木亦吉	新潟	高橋信之助
小菅	波邊英太	新潟	浦和

○山隈理事の訃

本會理事監獄事務官法學士山隈眞直氏は平素頗る健康の質なりしが本月十四日午前二時突然心臓麻痺症にて死去せられたり本會は茲に謹んで哀悼の意を表す尙葬儀其他は次號に於て之を報道す

○勅令第三百三十九號(大正七年九月七日)

大正七年勅令第八十九號中判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ヲ奏任官及判任官並其ノ待遇ヲ受クル者ニ改メ大正七年九月分ヨリ適用セラル

○勅令第三百四十六號(大正七年九月十八日)

奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正セラル

○勅令第三百四十七號(大正七年九月十八日)

監獄醫教誨師及教師ノ官等等級配當ノ件裁下公布セラル

○司法省令第三號(大正七年九月二十一日)

大正二年七月司法省訓令第四號看守長任用考試規則第一條中看守ノ下三年以上引續キ在職シ精勤證書ヲ有スル者ヲ削ル

○司法省訓令第四號(大正七年九月二十一日)

大正二年七月司法省訓令第五號看守女監取締考

査表取扱規定中其第一項ノ四月ヲ六月ニ改メ全時ニ査表様式ヲモ改メラル(様式畧)

○勅令第三百六十六號(大正七年拾月一日)

監獄醫教誨師及教師ノ休職ニ關スル件ヲ裁下公布セラル

○司法省會甲第三四一七號(大正七年九月二十五日)

大正七年度歳出臨時部大正三年臨時事件費ノ款大正三年臨時事件費ノ項中末位ニ奏任官其他臨時手當ノ目ヲ設置ス

右訓令ス

○司法省會甲第三四一〇號(大正七年九月二十五日)

大正七年勅令第八十九號ニ依ル臨時手當給與規程左ノ通改正シ大正七年九月分ヨリ之ヲ適用ス

臨時手當給與規程

第一條 奏任官以下ノ者ニハ本令ノ規定ニ依リ臨時手當ヲ給與ス

第二條 左ニ掲クル者ニハ臨時手當ヲ給與セヌ

一、休職中ノ者

二、懲罰ニ依ル停職中ノ者

三、囑託員ノ中無手當又ハ定額ヲ支給セサル者他ニ官職ヲ有スル者

四、臨時傭人

第三條 奏任官、奏任官ノ待遇ヲ受クル者ニ給與スル臨時手當ハ左ノ各號ニ依ル

一、俸給年額二千圓ノ者ニハ其ノ月割支給額ノ百分ノ十二相當スル金額

二、俸給年額千七百圓以上ノ者ニハ其ノ月割支給額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額

三、俸給年額八百五十圓ノ者ニハ其ノ月割支給額ノ百分ノ三十二、三ニ相當スル金額

四、俸給年額八百圓以下ノ者ニハ其ノ月割支給額ノ百分ノ四十ニ相當スル金額

第四條 判任官、判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ給與スル臨時手當ハ左ノ各號ニ依ル

一、俸給月額百二十圓以下九十五圓以上ノ者ニ

ハ其ノ支給額ノ百分ノ三十ニ相當スル金額
 二、俸給月額七十五圓六十五圓ノ者ニハ其支給額ノ百分ノ三十五ニ相當スル金額
 三、俸給月額六十圓以下ノ者ニハ其ノ支給額ノ百分ノ四十ニ相當スル金額
 第五條 囑託員ニ給與スル臨時手當ハ左ノ各號ニ依ル
 一、手當月額百二十圓以下九十五圓以上ノ者ニハ其ノ支給額ノ百分ノ三十ニ相當スル金額
 二、手當月額九十五圓未滿六十五圓以上ノ者ニハ其ノ支給額ノ百分ノ三十五ニ相當スル金額
 三、手當月額六十五圓未滿者ニハ其ノ支給額ノ百分ノ四十ニ相當スル金額
 第六條 雇員傭人ニ給與スル臨時手當ハ毎月給料支給額ノ百分ノ四十ニ相當スル金額トス
 第七條 臨時手當ニ過渡アルコトヲ發見シタルトキハ翌月分ニ於テ差引整理スルコトヲ得
 但シ會計年度ヲ異ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 臨時手當ハ俸給給料囑託手當支給當日ニ之ヲ給與ス
 第九條 前條ノ外臨時手當ノ給與ニ關シテハ俸給給料囑託手當支給ノ例ニ依ル



人 性

毎月一回
 一日發行

一部改正定價
 金參拾錢
 郵稅壹錢

前金郵稅共金參拾七錢・前金郵稅共金參拾七錢

人 性 月 一 十 號 第 四 十 卷 第 一 十 號

先住民族論

東京帝國大學
 人類學教室

大野雲外

先住民族とは何ぞやてふ最も興味ある問題を徹底的に詳論せるもの、
 住居・風俗・體質・食物・漁獵・武器・品物・裝飾・土器製造法・石角器製
 造法・宗教・船舶・結論の十三章、四十頁の大論文

愛山文集を讀む

三上義夫

最古の人類は如何

ミゲオット

人類は適應的メカニズムである

小野寺一男

本編は毎號連載の大論文にして最も科學的價値の充實せるもの、本
 號にはその第七章及び第八章を全部掲載す

東京市郷龍岡町三十四番地
 振替口座東京三八二二番
 電話一六二七番・四〇七九番
 人 性 發 行 所

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號

東京貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正七年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
發行所 東京市麴町區四日比谷町壹番地
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
監獄協會
東京書院